# 不法行為法における責任原理の多元性の 意義とその関係性(5)

-----オーストリア法における責任原理論の展開を参考にして ----

# 前 田 太 朗

- 第 I 章 オーストリア法における有責性責任の展開
  - 第1節 ABGB の各規定における過失責任論の展開と課題 一主観的に理解される過失責任とそこからの解離の正当化(以上 55巻1=2号)
  - 第2節 交通安全義務論の展開
    - 第1款 交通安全義務の概要一定義、基本思想、根拠条文、
    - 第2款 分析視点-3つに分けた紹介・検討
    - 第3款 第1期における交通安全義務の展開(以上55巻3=4号)
    - 第4款 第2期における交通安全義務の展開(以上56巻1=2号及び宗 教法制研究所紀要)
    - 第5款 第3期における交通安全義務の展開
      - 第1項 第三者のための保護効を伴う契約法理の補完的な性格
      - 第2項 交通安全義務の展開―1315条の2つの克服アプローチとその 限界及び有責性の空洞化の問題
        - 第1目 第3期の分析視角
        - 第2月 ABGB1315条克服の内在的なアプローチ

―不適格さの要件の展開

(以上本号)

# 第5款 第3期における交通安全義務の展開

# 第1項 第三者のための保護効を伴う契約法理の補完的な性格

オーストリア損害賠償法においては、第2期で取り上げた製造物責任

(製造者責任)の問題でも顕著なように、ABGBにおける不法行為規定の有用性の無さ、特に使用者責任の要件の厳格さ及び立証責任の問題から、契約責任を拡張して対処してきた点に特徴がある。ここでは第三者のための保護効を伴う契約が中心的な役割を担ってきたため、交通安全義務は、第1期の展開とは異なり、理論上あまり重要な位置付けが与えられることはなかった。しかし、第三者のための保護効を伴う契約法理はあくまで契約責任の拡張であり、そのことによって被害者の保護に欠缺が生じる可能性(契約関係に立たない無責の第三者、アウスライサー、裁判管轄等)が同法理の主張当時から批判として示されていたものの、それが結局のところ解決されることのないまま、一部については立法による解決を待たざるを得なかった。結局のところ同法理は、不法行為規定の弱点である使用者責任及び立証責任の問題を回避し、被害者を救済するための実際上の必要性に基づく過渡期の解決策と理解することができるものであった。

そして、製造物責任においても第三者のための保護効を伴う契約法理による解決限界が示されるなかで、第三者のための保護効を伴う契約法理それ自体に対しても、OGH は SZ62/173(1989年11月9日70b672/89)において、重要な判断を下している。人身損害ではなく財産的損害が問題となった事件であるが、家屋所有者(第二被告)が、第一被告を、家屋管理者として選任し、家屋の管理を委託していた。第二被告からこの家屋を賃借している原告は、降り続いた雨の結果、壁紙、床、そして天井の化粧張りが損害を被った。ここでは、原告と第二被告との間で賃貸借契約関係があるが、第二被告と第一被告の間の家屋管理契約に基づく保護効を原告が有するかどうかが問題となった。OGH は次のように判断し、原告の保護効を否定した。「第一被告は、控訴審がすでに指摘したように、第二被告により選任された家屋管理者として、ABGB1313a条の意味での第二被告の履行補助者の地位にあった……。しかし、使用者とその履行補助者の間の契約は、通常は、使用者の債権者のための保護効に関する合意をしていない。履行補助者は、債権者に対してむしろ原則として不法行為についての

み責任を負う。第三者のための保護効を伴う契約論は、通常は不法行為の請求しかない債権者に法的な特別な関係の違反に基づく賠償請求も認めるために、発展してきたものである。しかし履行補助者による債権者の加害事例において、債権者は、すくなくとも、使用者に契約上の請求を持ち、その結果、その者には十分な保護が与えられる。契約給付に近い位置にいる第三者に対する保護・注意義務は、履行補助者――たとえここでは独立した事業者が問題となるとしても――に、ABGB1298条の立証責任の転換を伴う契約責任を課すのに役立つものではない」。

OGHは、第三者のための保護効を伴う契約は、不法行為上の請求によ (607) り保護の欠缺が生じうる場合に認められるものと性質決定し、本件では、

<sup>(606)</sup> Koziol, HaftpflichtrechtII, 90 (Koziol は、被害者から使用者への請求、そして使用者から履行補助者への求償ということで履行補助者は結局のところ責任を負うことから、被害者の履行補助者への契約上の損害賠償請求を認めることは、この迂遠さが切り詰められていることを指摘する。しかし、履行補助者が独立していない者(従業員・労働者)である場合には、DHGによる求償の制限が問題となることから下記に見る SZ51/176の法理を制限する。auch ders., Anmerkung, JB11980, 41) 及び SZ51/176判決(1978年12月7日 20b133/78)が引用される。SZ51/176判決は原告保有の自動車が事故により毀損し、その曳行を第二被告に依頼し、第二被告が補助者として第一被告にさらにこの作業を委託し、第一被告の曳行作業中に自動車がきら毀損された事例である。OGHは、次のように判断した。すなわち、保護効を持ちうる第三者が、契約上の請求を両契約当事者の一方に対して持つ場合には、その履行補助者の拡張された保護・注意義務を問題とする必要はなく、ABGB1298条の立証責任転換を認める必要はなく、履行補助者は、その者に対して不法行為によってのみ責任を負うとする。SZ62/173判決は、同判決を先例として引用し、その後多くの裁判例に引用されるため、本文で参照した。

<sup>(607)</sup> 後続の裁判例では、ABGB1315条の有用性の無さが第三者の保護効を認める理由となっているとする。例えば ecolex 2002, 426判決(2001年11月29日6Ob250/01k賃貸人が請負人に家屋の修繕を行わせ、その際に、賃借人が怪我を負った事例)、ZVR2003/76判決(2002年4月29日7Ob24/02h自治体の管理する道路で警察車両が走行中、連日の大雨で道路の基礎が崩れ路面が不安定な個所において、90m下に転落し、運転手が怪我を負った事例)及びJB12005, 255判決(2004年8月26日6Ob146/04w賃借人(3階)の夫人が、階段で転倒し(湿り気と洗剤の残留物が床にあった)、けがを負った場合において、賃貸人と請負契約(家屋の清掃)を結ん

被害者と加害者(家屋管理者)間に直接の契約関係が認められ、被害者は 加害者に契約上の請求を行うことができることから、保護効を否定してい る。この判決は後続の裁判例にも引き受けられ、判例の立場となってい る。さらに、後続の裁判例が展開する中で、保護効を有する第三者の範囲 を制限する理由付けがより明確になる。EvBl1993/119判決(1992年11月26 日10b601/92保険料の鑑定が誤っていたために実際に低い額の保険給付しか受け られなかった場合において、被害者から補助者への責任追及は、被害者は債務 者に対して直接の請求権が認められるため否定された事例)は、次のように述 べる。すなわち、「立法者によりなされた不法行為法と契約法とを区別す る形態は、放棄ないし弱められるべきではないならば、不法行為法上の請 求の代わりに今や契約法トの損害賠償請求も認められることで保護される 者の領域は、非常に狭く画定されなければならない……。契約の保護領域 への関連付けの基礎要件の一つは、債権者が保護に値する利益を有するこ とである……。しかし債権者のそうした保護に値する利益は、債権者がそ の契約当事者―この者は自身の立場で再び後々の加害者を契約において独 立した履行補助者として関連付けている―の固有の法的な特別な関連付け に基づいて、損害填補請求権を有する場合には、いずれにしても存在しな いのである」。

OGH は同判決から、不法行為法と契約法の区別を維持するべきであり、契約責任の拡張により保護される者の範囲は限定的に解されるべきという考慮を出発点にして、第三者保護効を受ける者は、保護に値する利益を有する必要があるところ、その者が契約当事者に対して損害賠償請求権を有する場合には、この者は保護に値する利益を有さないとして第三者保護効を否定している。この法理も後続の裁判例に引き受けられ判例となっ

でいた請負事業者に損害賠償請求を求めた事例。但し被害者は直接の契約上の請求 権を加害者に有さないとして保護効を認める)参照。

<sup>(608)</sup> この点に関して本判決は、ドイツの文献とともに引用する BGHZ70,327判決を引用する。同判決は、倉庫の転借人が雨漏りにより財産的損害(家具の毀損)を

OGH はこのようにして第三者のための保護効を伴う契約法理は、被害者が直接の契約上の請求権(損害賠償請求権)を有する場合に、保護効を否定することによって、同法理は、「補完的 subsidiarität」性格を持つも(610)のとして性格付けられることになる。OGH の第三者のための保護効を伴う契約に対するこうした態度には学説上の批判がみられ、さらにこうした

受けたときに、転借人が賃貸人と転貸人との間の賃貸借契約の保護効を有するかどうかに関して、次のように述べて否定した。すなわち、被害者が第三者保護効を有するかどうかの判断にあたって、その者が、固有の請求権を有する場合には、これを認める余地も必要性もない。「そうした事例において、第三者の為の保護効を伴う契約の視点に基づく請求を認めるは、保護領域に該当する者の領域を際限なく拡張することを回避するという判例によって常に強調される重要事項と対立する。」と。不法行為法と契約法の区別の要請が示唆され、これに基づいて、保護効をもつ第三者の範囲を制限することの必要性が説かれ、被害者が固有の請求権を持つ場合には保護効を否定するということになる。

- (609) vgl. ecolex 2002, 426判决(前揭注607); ZfRV2002/19判决(2001年12月19日 3Ob294/01b 輸送されていた競走馬が輸送中の事故により競争能力を失った場合に おいて競走馬の所有者が輸送者を訴えた事例); ZVR2003/76判決(前掲注607); IBI2005, 255 (前掲注607); IBI2007, 102 (詳細は後掲注207); EvBI2010/87 (2010 年1月8日20b128/09a 建築における設計数値の誤りにより建物の設備の改修費用 が掛かった事例)、IBI2013, 461 (2012年11月29日2Ob70/12a 被告所有の家屋におい て、そこを借りている医院に向かっている原告(この医院の患者)が、中庭で転倒 しけがを負った事例)、ZVR2014/187 (2014年6月26日8Ob53/14v飛行機を待って いた乗客が、空港のエスカレーターに乗っていた際に床に泥がついていたために、 転倒しけがを負った場合において空港を訴えた事例)等参照;RS0022814「立法 者によりなされた不法行為法と契約法とを異なった形態とすることは放棄ないし弱 められるべきではないために、不法行為法上の損害賠償請求権の代わりに契約法上 の請求権を認められることで保護される者の領域は、狭く画定されるべきである。 契約の保護領域への関連付けのための基礎要件は、債権者が保護に値する利益を持 つことである。そうした利益は、その者が、自らの法的な特別な拘束を、彼の契約 当事者―この者はその立場で後の加害者を履行補助者として関連付けている―と持 つことにより、損害を填補する請求権を持つ場合には否定されるべきである。」)
- (610) Martin Karollus, Anmerkung, JBl1994, 331. 前掲注368に挙げた各文献及び裁判例も参照。
- (611) 後掲注617に挙げる補完性に対し批判する見解を参照

OGH の態度決定は、実際に被害者救済を縮減させる可能性がある。

また第三者の為の保護効を伴う契約法理に関して、同法理の補完的性格 に関する判例の展開と共に、OGH の裁判例の中で同種の事例において異 なった判断を示す裁判例が登場しており、そのことで同法理が判断の安定 性を欠く可能性が示されている。すなわち、一方で、病院に入院している 父親を訪問した原告が、その後当該病院の屋外に設置されているベンチに 腰掛けている際に、病院建物から落下した瓦にあたり、怪我を負った IBI1985, 293(1984年11月27日20b657/84)では、病院にとって患者の近親者 の見舞いは予見可能であり、治療にも肯定的な影響があること等を考慮し て、病院は患者の近親者の身体的な完全性を保護する義務を負うとして保 護効を認め、履行補助者の過失により ABGB1313a 条に基づいて病院の責 任が肯定された。これに対して、患者の入院の付添で病院を訪れた原告 が、ワックスがけされ滑りやすくなっていた廊下で転倒しけがを負った IBI1986, 452(1985年11月13日10b661/85)では、病院の患者への医療契約に 基づく付随義務として廊下を危殆化しない義務を負うとしたものの、患者 の付き添い者による訪問は患者への主たる給付である医療行為とは関係な く、病院は訪問客にまで配慮する付随義務を負っていないとして保護効が 否定され、病院の責任が否定された。ここでは、不法行為法と契約法の区 別の要請にも基づいて、第三者の範囲を狭く画定することを前提にする。 また同判決は IBI1985, 293判決に対しても、同判決の判断はドイツの判 例・学説から支持されるものではなく、またオーストリアの判例及び学説 において、第三者保護効を認めるために必要とされる給付への近さという 基準を欠いていると批判する。とくに、JB11985, 293判決では考慮されて いた患者への訪問に関して、これは医療上の給付のためになされるもので は無く、家族的・社会的な接触であること、患者はこの者への配慮義務も 保護される利益も有さないとして、病院の保護義務を否定した。

いずれも入院患者の付添・見舞による訪問時の事故で共通しているにも かかわらず、保護効の有無に関してその判断は全く異なっている。この2 つの判決は、現行法の解釈論の問題と立法の問題とにそれぞれ影響を与え ている。まず前者についてみていくと、同様の事例において OGH の判断 が分かれたことに対して、Harrer は、いずれの事例においても、不決行 為法における交通の開設により生じる危険に対処する交通安全義務が問題 となるものであり、これが契約の解釈を通じて契約上の義務に取り込まれ ているとして、裁判所は、ABGB1315条に基づく責任の制限を同避するた めに、「契約法的染め直し」をおこなっているとする。しかしこうした OGH の運用については法的安定性を害するとして、これら2つの事案に おいて、家屋のあらゆる所有者のように、病院は、通路、階段等を、社会 生活上安全でかつ危険がない状態を保持する交通安全義務での処理を示 す。Kodek も、第三者の為の保護効を伴う契約の問題点として、補完性 原理の一貫性を欠くこと純粋財産損害の広範な排除とともに、判断される 事例の不均質性を挙げ、「多くの事例は組織編成過失モデルを诵じて解釈 論上誤りなく解決できる」とする。OGH の裁判例においても、病院内の 訪問者の転倒事故について、交诵安全義務の問題として処理するものもあ る (RdM1997/11 (1996年4月23日10Ob2048/96s)。しかしこの裁判例に対し て、Reischauer は、不法行為法による救済に関して、ABGB1315条の障 害があることから、同条が、遂行補助者の事業執行行為における注意違反 の行為に対する使用者の責任となった場合に、第三者の為の保護効を伴う 契約構成の意味がなくなるとしており、Reischauer のこの指摘に基づけ

<sup>(612)</sup> Harrer-Schwimann \$1295 RdNr. 63, S. 80 und RdNr. 64 f., S. 80 f. auch Harrer, Reform, 24; Harrer/Neumayr, GE, 144. E. Wagner, ÖJZ2007,759もこの方向性に替成する。

<sup>(613)</sup> Kodek - ABGB-ON \$1295 RdNr. 56, S. 3172.

<sup>(614)</sup> Rummel-Reischauer \$1295 RdNr. 30l, S. 271 und RdNr. 34e, S. 301. これに対して立法提案を論じる際の説明であるが、Harrer/Neumayr, GE, 144も補助者の行為を使用者に帰責する規定を設けるならば、「交通安全義務をこれまでと同様に契約上の義務へと転換する十分な根拠はない」とする。なお Reischauer は、ABGB1313a 条の履行補助者の規定を債務者が債権者に対する自らの利益追求のために補助者を用いる場合の帰責規範と理解し、契約上の債務だけではなく、法定債

108

ば、Harrer 及び Kodek の見解に基づいて不法行為法による救済を考えていくとしても、オーストリア法において ABGB1315条の問題の大きさを 看過すべきではないということが留意されるべきことになろう。

また後者について同法理のこうした揺らぎは損害賠償法の改正にも影響を与えている。すなわち、2005年・2007年に提案された議論草案においては、事業者責任規定が設けられており、同規定を設けた理由として、JBI1985, 293判決と JBI1986, 452判決で別れたことで第三者の為の保護効を伴う契約法理により、十分な解決が図れない可能性を考慮したことが挙げられている。すなわち、Peter Apathy は、この2つの判決を挙げて、「第三者のための保護効〔を伴う契約〕は、つねに疑いなく、判断されうるものではないため、議論草案1304条(筆者注2005年の草案であり、2007年の草案では、1302条である)が、信頼にたる請求根拠を与えるのである」とする。立法提案の上記理由付けに関して本稿との関係で重要なのは、議論

務関係においても広く援用する立場を示しており(ders., VR1990, 48; ders., ZVR1977, 134 f.; Reischauer-Rummel §1313a RdNr. 1, S. 10, RdNr. 15, S. 39)、この見解の紹介及び問題点は、すでに前掲注536で簡単に示したところ参照。ただし第2目以降でみるように、組織編成過失の法理及び代表者責任の展開により、交通安全義務の履行にあたって使用者責任規定の問題は、現行法上でも一部克服されていると考えられる(vgl. Ondreasova, Gehilfenhaftung, 146-149)。しかし、家屋所有権者が家屋内の導管の保全作業を補助者に委託していたが、その作業中の事故により、水漏れが生じ家屋の賃借人の財産が毀損した事例において、SZ59/189(1986年10月23日70b50/86)は、家屋所有権者の責任に関して監督過失及び組織編成過失が問題となることを示すが、これは「損害が、1315条の意味の遂行補助者の有責性の結果発生したであろうという場合にだけ考慮される」とするように、使用者の組織編成過失を問ううえで遂行補助者の有責性を関連付けて判断する裁判例もあるため(しかし同判決は SZ49/144判決を引用するもののこの判決はこの点を明示していない)、第3期の裁判例全体をみたうえで考えなければならない。

### (615) Apathy, Reform, 218.

議論草案1302条 (2007年の提案)

1項 経済上または職業上の利益に基づいて事業を運営する者は、事業、その製造物、及びサービスにおける瑕疵によって惹起された損害に対しても責任を負う。事業者は、その者が損害の回避のために必要な注意を用いたということを立証する場

草案が、第三者の為の保護効を伴う契約法理による救済に限界があるならば、それによる被害者保護の欠缺は不法行為法により補充されなければならないという方向性を明示したものである。また議論草案に対抗する反対草案、そして2011年の影草案においても、使用者責任を被用者の注意違反の行為を帰責する規定を提案していることから、不法行為による処理を志向する点では同じである。こうした方向性は、立法だけではなく、現行法

合には、責任を負わない。

2項 瑕疵 Fehler とは、表示、科学・技術の水準および事業、製造物、サービスにおける社会生活の慣習に基づいて期待されてよい水準からのあらゆる逸脱である。瑕疵は被害者によって立証されるべきである。

(同3項は純粋経済損失は原則としてこの規定の規律に当てはまらないとする。 略。)

議論草案における事業者責任規定の紹介・分析は前田太朗「ヨーロッパ不法行為法が示す『企業責任』規定の将来像(1)」比較法学46巻1号144-170頁(2012年)参昭。

(616) 後掲注617にしめすように、反対草案を支持する Reischauer は第三者のための保護効を伴う契約法理の裁判所の運用を批判的に捉えているといえ、――批判の程度は違うとしても――、同法理の運用への懸念を持っているという点では議論草案と同じといえる。なお影草案のこれまでの改正提案との関係、経緯、同草案の全体の概要に関して若林三奈「オーストリア損害賠償法改革の現状―2011年折衷草案の概要」龍谷大学社会科学研究年報 44号191頁 (2014年)参照。以下に各草案の使用者責任規定を挙げる(一般的に使用者に責任を設定する規定に限定しその他定義規定、責任を拡張する規定は除いている)

議論草案1306条1項 債務関係がない場合に、使用者は、補助者の瑕疵ある行為により惹起された損害について、被害者が、その補助者が不適格であるか、使用者はその者を注意を払って選任しあるいは十分に監督していなかったということを立証する場合に、責任を負う。使用者が事業者であるならば、その者に立証責任が課される。

反対草案1315条1項 他者を自らの業務のために用いる者は、この他者が、補助者として第三者に加えた損害に対して責任を負う。後者は、その者自身であれば配慮しなければならなかったであろう前者の注意に対して、損害賠償責任を負わなければならない。

影草案1314条1項 通常において、自らの業務の遂行のために、他者を用いる者は、 この者が補助者として、第三者に加えた損害について、被害者が、補助者が不適格 であったかもしくは使用者が、そのものを注深く選任しないかもしくは監督しなか の解釈においても考慮すべきということになろう。これと同時に留意されるべきは、不法行為法による解決のアプローチは、Reischauer の指摘するように ABGB1315条の問題をどのように考慮するかということである。

まとめると、第3期では、第2期とは異なり第三者のための保護効を伴う契約の補完的性格及び保護効の判断の不安定性が指摘されるようになり、それに対応する形で、一使用者責任規定の問題に配慮しつつ一不法行為法による救済、とりわけ交通安全義務の果たすべき役割が大きいものとなることが十分に考えられる。

ったということを立証する場合には、責任を負う。使用者が事業者であるならば、その者がその遂行補助者のあらゆる瑕疵ある行為に対して責任を負う。

(617) 但1. 注意を要するべきは、第三者のための保護効を伴う契約法理が補完的な 性格を持つとしても、あくまで被害者が契約上の請求を直接に行うことができる者 を有する場合に否定されるものであり、それ以外つまり他の契約による第三者の保 護効が認められる場合や、不法行為上の請求が認められる場合にも、同法理の補完 性を強調して契約責任を縮小する必要もなく、両者を競合させてオーストリアの損 害賠償法を運用していくという方向性を OGH は SZ62/173判決以降の判例の展開 で示していることである。たしかに、OGH の説示においても SZ62/173判決が明ら かにしたように、一般的な説示として、「第三者のための保護効を持つ契約論は、 通常は、不法行為の請求しかない債権者に法的な特別な関係の違反に基づく賠償請 求も認めるために、発展してきたものである。」としており、また ABGB1315条の 有用性の無さが第三者保護効を認める理由とする前掲注607に挙げた裁判例も考慮 すると、第三者のための保護効を伴う契約法理の補完性的性格を不法行為責任の弱 さと関係づけることもできよう。そのため、第三者のための保護効に基づく以外に 被害者が救済される手段があるならば、それによるべきであり、不法行為法上の損 害賠償請求権も認められれば、それで足りると言える。また不法行為法の規定の不 十分さが理論的・立法的に補完されるならば、もはや第三者のための保護効を持つ 契約はその役目を終えたともいえる、その場合にはそもそも第三者保護効を考慮す る必要はないと考えることができる(例えば前稿でみた製造物責任及び近時の改正 提案(前掲注615)参照)。さらに EvBl1993/119判決が明らかにしたように、不法 行為法と契約法の区別を維持することを前提とするならば、それだけ、第三者保護 効は制限的に解釈されるべきということになろう。そうすると、第三者のための保 護効を持つ契約は他の法制度により被害者が救済されない場合の最終的な損害賠償 責任を課す法制度としてのみ意義があったことになる。

しかし OGH は、被害者が直接の契約上の請求権を持つ者がいる場合以外に、次

# 第2項 交通安全義務の展開——1315条の2つの克服アプローチとその限界及 び有責性の空洞化の問題

第1目 第3期の分析視角

第1期及び第2期の紹介でも示した通り、交通安全義務は道路・歩道の

のように判断し、第三者のための保護効を伴う契約法理の補完的性格が認められる 節囲を制限している。すなわち第三者である被害者が、当該事件において問題とす る契約以外の他の契約もまた、第三者のための保護効が問題となる場面では、その 契約の保護効は否定されないとしている。例えば、IBI2007, 102判決(2006年6月 12日2Ob226/05g) は、ヘリコプターの整備不良によりヘリコプターが墜落し乗員 が死亡した場合において、この整備不良が、ヘリコプター所有者が検査を委託した 検査業者がさらに別の事業者を用いていた場合において、ヘリコプター所有者と検 査業者の契約も、検査業者とさらに別の事業者の契約も、死亡した乗員のための保 護があるとした。ここでは、これ以前のEvBl1993/91判決(1992年12月21日 7Ob629/92(7Ob1659/92)) において、他の契約による第三者保護効が認められる 場合には当該契約による第三者保護効を否定した判断を明示的に否定している。 ecolex2006, 478判決(2005年11月3日6Ob21/04p) は労災事故において、労災にあ った労働者には、注文者と元請間の契約からも、元請と労災にあった労働者の使用 者間の契約からも保護効が認められる。また EvBl 2014/4 (2013年6月17日 2Ob4/13x) も次のように、第三者の保護効を認めた。ロープウェイ事業者は、山 の中腹に、中腹駅と山駅の間の電話ケーブルのための鉄塔施設を設置する工事を行 うために、ロープウェイ事業者は建設業者に基礎工事を委託し、またこの建設事業 者は、ヘリコプター事業者に、山の中腹に建材を運ぶことを委託した場合におい て、ヘリコプターに積まれた建材の落下により運行中のロープウェイ揺さぶられ落 下し、ロープウェイの乗客が死傷した。ここでは、被害にあった乗客について、建 設業者とヘリコプター事業者の間の契約において、ロープウェイに乗客がいること は契約締結時点で予想可能であったことから、保護効が認められるとし、乗客とロ ープウェイ事業者は直接の契約関係(輸送契約)にあったが、このロープウェイ事 業者が事故に関して責任がないならば、乗客のロープウェイ事業者への直接の請求 権(損害賠償請求権)は認められないとして、乗客に対しては、建設業者とヘリコ プター事業者間の契約の保護効が認められるとした。

これらの裁判例を踏まえると、OGH は一方で補完性により、直接の契約上の請求権がある場合には、第三者の保護効が否定されるが、しかし他方で、他の契約による保護効及び不法行為法による救済との競合を認めている。そもそもこの補完性のテーゼに対しては学説上次のような批判がある。すなわち、Schmaranzer, 108 f. (auch ders., Anmerkung, JBl2005, 267, 268) は、補完性が、OGH の司法においては、被害者が直接の請求権を持つ場合に否定する場合にのみ機能し、第三者のた

112

凍結に対する塩・砂の散布や清掃だけではなく、それ以外の多様な事案を 解決してきた。しかし第2期において損害賠償法において大きな役割を果

めの保護効が複数成立する場合には機能しないとするが、このように解することで 例えば賃借人の家族は、保護効が認められるにもかかわらず、賃借人は賃貸人への 請求が認められるために保護効が認められないとするのは、異常で驚くべき帰結と 批判し (auch Rummel-Reischauer \$1295 RdNr 32d, S. 292は OGH の主張は論点 先取の誤りに尽きると批判する)、結論として補完性のテーゼそのものを放棄する べきとする。つまり、ここで Schmaranzer は、賃借人とその家族で、それほど置 かれている状況は変わらないにもかかわらず、直接の契約上の請求権の有無で保護 の仕方が異なることになり、保護の欠缺が生じうるにもかかわらず、補完性を維持 することへの批判である。Schmaranzer の批判に対して OGH は IBI2007, 102判決 において、判例の立場は、あくまで直接の請求が認められる場合にだけ、保護効を 否定するものであること、複数の保護効を認めることで責任者の拡張につながるこ と(判決文では明示していないが被害者の救済が厚くなるといえよう)、そしてこ の場合にこの責任を支えるのは、一方の契約において加害者側が他方の契約がある ことを指摘して、免責されるべきではないという考えを指摘する。このように理解 することで、「契約責任の際限のない拡張は問題となりえない」とする(この立場 は上で見たように後続する裁判例に受け継がれている。近時のものとして OGH 10b24/13f 2013年 3 月14日; EvBl 2014/4 (上述); RS0022814)。但し、OGH の裁 判例では、補完性そのものに関して、次のように述べるものもみられる。すなわ ち、製造物責任が問題となった OGH 7Ob30/07v(2007年11月16日) は、JB12007、 102に触れたうえで、第三者のための保護効を持つ契約において、保護効が、他の 契約による第三者の保護効の存在で否定されないということが、確固となった判例 として、この点で第三者のための保護効を持つ契約の補完性は、存在しないとする のである(ここでは Karner-KBB \$1295 RdNr. 19. S. 1469が引用されており(2 版と思われる)、Karner も Schmaranzer の批判を受けて補完性のテーゼは存在し ていないとする)。Martin Karollus, Anmerkung, JBl1994, 333, 334も、第三者のた めの保護効を認めるうえで補完性と関連付けることで、「第三者のための保護効を 持つ契約は、最も必要な事例にだけ使用されるべきという純粋な目的制度として軽 んじられるということが障害となる。すなわち、既に十分な別の請求が存在しない 場合にだけ、第三者のための保護効を持つ契約が、最終的な助けを与えるべきもの となる、と。」。そしてこの制度が、Franz Bydlinski、Helmut Koziol, Willibald Posch により精緻化され、十分な法的根拠が与えられており、「『特別に保護に値す る債権者の利益』に左右されることがないものである。それゆえに第三者のための 保護効を持つ契約は『必要不可欠な事例』のための純粋に『補完的な』制度として だけ理解できるものではない」とする。この Karollus の指摘も、補完性を第三者 たしていた第三者のための保護効を伴う契約法理は、一部の裁判例が指摘するように、不法行為規定の有用性の無さ、とりわけ、ABGB1315条の使

のための保護効を持つ契約に関連付けることで、この法制度に正しい評価を与えることができなくなることを懸念しており、Schmaranzerの見解と同様の方向性を示しているであるう。

第三者のための保護効を伴う契約法理における補完性に関しては次のようにまと められよう。すなわち、同法理は、OGH の説明においても、もともと第三者のた めの保護効を持つ契約を認めたのは、不法行為に基づく損害賠償請求しか認められ ない者に対して、契約に基づく損害賠償請求を与えるためのものであり、その補完 性が示されている。またもし際限なく認めれば、OGHの判例 (vgl. RS0022814) が示すように結局のところ不法行為との境界が放棄されることになってしまう (Rummel-Reischauer §1295 RdNr. 30c S. 260)。そのためこれに対応する形で保 護効が認められる第三者の範囲の限定を求められるが、裁判例の展開はこの要請に 対して、OGHは、直接の契約上の請求がある場合にだけ第三者の保護効を否定 し、それ以外の請求が認められる場合でも、これらとの競合を認めることから、補 完性は、第三者の契約の直接の請求が認められる場合での適用に限定されることに なる(契約上の直接の請求が認められない場合に補完的にこの法制度が認められる ということになる)。このように考えると、第三者のための保護効を持つ契約は、 「単なる『欠缺補完機能』 (Karollus, a.a.O., 333) にととどまらず、この法制度に より保護される者については、他の契約による保護効による保護及び不法行為上の 請求も競合させることで、被害者の保護を厚くしているといえ、このことは同時に オーストリアの事故法を特徴づけていると考えられないだろうか。第三者のための 保護効を伴う契約は、判例および学説の営為により形成され、現在なおその機能が 認められ、その役割はなお否定されていない。このように解することで、補完性の 問題は、直接の契約上の請求が認められる場合には当てはまるとしても、 EvBl2014/4判決が示したように直接の契約当事者がいても、請求権が無ければ保護 効は否定されず、保護効の重なりを認めるため保護の欠缺に対処しうるといえる。 確かに OGH は JBl2007, 102において、Schamranzer の批判にある補完性そのもの の排除を明示的に否定した(EvBl2010/87はこの点を示す)が、製造物瑕疵が問題 となった7Ob30/07v(OGH2007年11月16日)においては、他の契約において第三者 効が認められる場合には当該契約での保護に値する利益を否定しないという点で補 完性が当てはまらないとしており(すでにみたように Karner-KBB \$1295 Rz19 (版は不明であるが 4. Aufl. では Rz19, S. 1509である) を引用する)、補完性の当て はまる範囲を限定することから、筆者の上記説明はこの OGH のこうした態度にも 沿うものであろう。このように解すると、第三者のための保護効を伴う契約が補完 的な性格を持つと解したとしても、実際のところそこまで被害者の救済が制限され

(619)

用者責任規定の要件の狭隘さを回避することを考慮していた。そして第1 項でみたように第三者のための保護効を伴う契約法理による救済が狭まる

ることはないように思われる(したがって、Schmaranzer らの補完性を批判する 学説と OGH の立場は相対的な差しかない)といえる。

しかしこのように解したとしても、契約責任であることから被害者が第三者保護 効を有するか否かは、個々の事情を考慮した契約の解釈に左右されるものである以 上、同法理による救済が確実になされるかはやはり不安定さがあるといえる。例え ば家屋の賃貸人が負う保護義務(例えば家屋の出入り口を安全にしておくこと)は 賃借人の家族構成員や労働者には及ぶが、賃借人の客や賃借人に郵便物を配達する 郵便配達人に及ばないと判例はしてきた(vgl. RS0021681「**例えば建設事業者が、** 請負契約において、家屋の改築ないし増築を通じて引き受ける契約上の保護義務 は、注文者の家族構成員に対して存在し、さらに、その賃借人も、これに含まれる が、しかし、注文者が、純粋に社会的又は一般的な交通において接触する者(ここ では郵便配達人) はこれに含まれない。」) が、ある裁判例(4Ob223/10p) は、契 約当事者において後者のものについても予見可能であることから従来の判例の区別 に傍論ながら疑問を呈したところ、EvBl2013/81判決は、保護効を考慮するに当た って重視される契約の近さというメルクマールに空間的な要素だけではなく時間的 な要素も含まれるとして、その基準をより明確化し、従来の判例の判断を肯定して いる。しかし、家屋の出入り口は広く利用される可能性があるにもかかわらず、こ のように保護義務・保護効を区別することによる救済の仕方の相違は、契約及びそ の解釈に基づくため (vgl. ecolex2002, 436; ZVR2003/76; JB12005, 255) に生じる不 均衡と言えよう(すでに本文でみた IBI1985, 293と IBI1986, 452の両判決の判断の 相違も参照。EvBl2013/81判決は、この点に関して ABGB1315条を、被用者の不法 行為を使用者に帰責する形での改正の必要性を示唆する。また、掘削作業中に、地 中に埋設される導管を毀損するという点で共通する事例においても、Zak 2007/53 (2006年10月17日10b168/06x) 判決及び bau aktuell 2013/4 (2012年11月27日 8Ob28/12v) と bau aktuell 2015/3 (2014年12月18日9Ob74/14v) 判決とでは、前二 者では注文者と建設事業者間の契約に基づく導管保有者に対する保護効を肯定する のに対して、後者では、注文者と建設事業者間の契約内容を考慮して導管保有者に 対する保護効を否定している。)。Karollus, a.a.O., 334が、契約の補完的解釈ないし 制定法の評価から保護効の有無を決するのは、説得力を持つものか疑問を呈し、か つ責任の必要性に照準を合わせるならば結果をコントロールすることは出来ないと 批判する。また、Rummel-Reischauer \$1295 RdNr. 30c, S. 259f. も、ecolex2002. 426判決を引用して「そうでなければ〔つまり第三者保護効を認めなければ被害者 の〕保護の欠缺が生じてしまうであろう場合に、〔そうした〕第三者も保護される べきという当事者意思の究極的な解釈が、常に正当化されてしまう」として批判す 可能性が生じ、それに対応して不法行為による救済、つまり交通安全義務の登場が必要とされる。

る (auch ders., Reischauer, Missverstandnisse, 492は、自身の上記指摘を引用し て、「第三者の為の保護効を伴う契約は、いかにしてぼんやりとした法的根拠が判 例の爆発に至るのかという模範例を示すもの」という批判も参照。Huber-Schwimann Taschkom \$1315 RdNr. 14. S. 1147は、こうした OGH の説示をプロト タイプとする)。Neumayr, 200JahreABGB, 270 f, も第三者の為の保護効を伴う契 約法理に関して、近時の裁判例を示しながら以下のように指摘する。ここで挙げら れる裁判例のうち、ecolex2011/306をみると、被告は注文者の委託を受けてその会 社の屋上にある排気ダクトを屋根から駐車場にクレーンを用いて降ろす際、被告従 業員(クレーン操縦者)がクレーン作業中にこの排気ダクトを駐車場に茲下させ、 駐車場と賃貸借契約を結んでいた原告によりそこに駐車されていた自動車を毀損し た場合において、この事件は、1審は、従業員の行為が被告に帰責されるとした が、控訴審はクレーン操縦者が履行補助者でなく、また被告の代表者でもないとし て原告の請求を退け、OGH が第三者の為の保護効を原告に認めて請求を認容する という経過を辿っている。Neumayr は、この裁判例から責任を賦課するための予 見可能性を担保するために、明確な制定法上の基準を示す必要があることが明らか であるとして、「加害事象の『近くに』たまたま契約が存在したということは、契 約責任の根拠として十分なものではない。」とする。裁判例においても、IBI1998. 713判決は、代表者責任での判断の必要性を説くに当たって、1315条の不適格さの 緩和には限界があることと共に、第三者保護効を、一般に拡張することは出来ない ことを明示する(第2項第1目参照)。これら批判からは、契約を起点として被害 者救済の拡張を考えていくには限界があることが示されている。

第三者のための保護効を伴う契約法理において、契約の解釈を根拠とするために生じる問題及び上記の批判を考慮するならば、同法理は被害者の救済にあたってどれだけの理由づけ考慮してもその限界があり(以上の点以外でも、債務者が破産した場合には、確かに被害者は損害賠償請求権を持つが十分な救済が受けられない可能性がある(vgl. Schmaranzer, 105 f. なお Karollus, a.a.O. はこの場合、債権者は債務者個人の履行である場合と履行補助者を履行に用いる場合とで区別する必要はないとして、債務者が破産したことが第三者の保護効を否定する判断に影響を与えない旨指摘する。OGHは、この立場をとっている(vgl. ZfRV1996/70, bbl2012/165)))、やはり不法行為法による救済が必要となる場面は生じている。そしてこれと併せて、不法行為法による救済を考慮する上でやはり ABGB1315条の問題を適切に考慮しなければならず、近時の改正提案はいずれもこの点を考慮した提案——事業者責任とするか被用者の不法行為を使用者に帰責するかという違いはあるが——を行っている。

第3期の交通安全義務の展開をみていく上では、まず大きく2つにわけてみていく必要がある。すなわち一つに、交通安全義務が不法行為上の義務であるため、交通安全義務者が補助者を用いる場合には、ABGB1315条に基づいて判断されることになる(RS0023938「一般的な交通安全義務は、不法行為法にもとづいて生じ、その結果、交通安全義務者のその補助者に対する責任は、ABGB1315条に基づいてのみ生じる」。)が、同時に同条はその要件の狭隘さから被害者救済の障害となるものであるため、ABGB1315条の問題を解決しなければならず、かつ立法による手当がないならば、解釈論によりこれに対処しなければならない。この点に関するOGH及び学説の展開をみるならば、ABGB1315条の障害の克服に関して内在的なアプローチと外在的アプローチがみられる。具体的には前者は、ABGB1315条の「不適格さ」要件を緩和するものである(第2目)。後者は、法人・事業者における機関概念を拡張し、その者の不法行為を法人に帰責する代表者責任である。またここではこれに合わせて組織編成過失の展開も見られる(第3目)。(さらに、ABGB1319a条の道路保有者のLeuteに対する責任や、危

<sup>(618)</sup> さらに ABGB1319条及び ABGB1320条に関して、危険責任への接近及び同条 の責任の性質決定に関する学説間、さらに判例間の紛糾ついては、前回(太)『多 元性(1)』361-372、402-419頁参照。

<sup>(619)</sup> 前掲注(617) に挙げた ZVR2003/76らの裁判例参照。

<sup>(620)</sup> Harrer-Schwimann §1295 RdNr. 56, S. 77 und Kodek-ABGB-ON §1295 RdNr. 44, S. 3140; Reischauer が、不法行為法の救済において ABGB1315条克服の必要性を説くことも、同じ問題意識を前提とするものである(前掲注614および対応する本文参照)。さらに前掲注116に挙げた裁判例そして前掲注117に挙げたWolff 及び Welser の指摘参照。

<sup>(621)</sup> Bernd Schilcher, Schadentragung und Schadenverteilung als Haftungsgründe, In: FS Willibald Posch, 2011, 667, 670は、「ABGB1315条に基づく遂行補助者に関する企業責任は、むかしからすでに非常に狭くかつ障害あるものとして感じられていたために、OGH は、これに基づいて、ますます新しい責任のバリエーションを発展させてきた」として、代表者責任、組織編成過失、不適格さの要件の緩和、社会生活上の義務(交通安全義務)の発展、契約責任の拡張を挙げる。Holzer/Posch/Schilcher, öRdA 1978, 216も参照。

険責任の特別法における使用者責任規定においても、同条の要件の狭隘さを克服している。但しABGB1319a条はすでにみたものであり、また危険責任の特別法における使用者責任規定は第2章で取り扱うため、以下の検討では取り上げない)。

二つに、被害者救済を図るうえで、交通安全義務そのものの水準が極めて高度化し、危険責任原理との接近がみられることである。とくに第 II 章でみる危険責任の類推解釈に限界が認識されると、過失責任で処理しなければならないが、そこで責任の水準を高度化するとかえって、過失責任の空洞化が生じることになりうる。この点を学説はどのように認識し、理論的に正当化しているのか―さらに立法提案においてどのように考慮しているのか―をみていきたい(第 4 目)。以下順にみていこう。

第2目 ABGB1315条克服の内在的なアプローチ—不適格さの要件の展開 ①不適格さの緩和と限界

ABGB1315条における「不適格さ」の要件に関して、かつての学説及び判例は、遂行補助者として用いられた者が、当該業務にとって常習的に不適格 habituelle Untüchtigkeit でなければならないと考えており、遂行補助者が一回的に誤った行為を犯したとしても、そして仮にそれが重過失によるものであっても、その遂行補助者は不適格な者とされないとしてい(624)

<sup>(622)</sup> すでにみたように、Leute の重過失に対する責任であるため、この点で、ABGB1315条の不適格な遂行補助者に対する責任よりも責任が拡張されているが、Leute は遂行補助者よりも狭い。この点につき前田(太)『多元性(1)』387-388 頁参照

<sup>(623)</sup> Koziol, Haftpflicht II, S. 357は、「学説及び判例において、一回的な誤りからは、不適格さは導出されえないという見解がしばしば主張されていた」とし、そこでの注107では、Ehrenzweig, System, 689及び Wolff-Klang, 95、さらにその他裁判例を引用している。

<sup>(624)</sup> 前田(太)『多元性(1)』343-344頁及び対応する注105及び106参照。ただし そこでも指摘したように、ABGBは、その当時の国際情勢とも絡んで、ハンガリ

であっても、当該業務にとって必要な知識を欠いていたり、誠実さに対して顕著な欠缺がある場合には当該遂行補助者は、1315条の不適格さがあるとする裁判例も一第1期で見たように一現れていた。第3期においても、フォークリフトの操作中にこのフォークリフトで吊り上げていた荷物が落下し作業員が怪我を負った事例において、フォークリフトの不適切な使用が有れば、一回的な誤りであったとしても、常習的な不適格さを導出できるとした裁判例がある(ZVR2013/42(2012年4月19日70b185/11y)参照。結論としては、事実の補充が必要としてOGHは最終的な判断を保留している)。

ーやチェコでも適用され、1315条の不適格さの運用もそうした国でなされたもの が、再度不適格さの解釈に影響を与えていることが伺える。この点は、オーストリ ア法における使用者責任の展開として個別に取り上げる際には考慮すべきである。 しかし本稿では、第3期の展開に絞るため、この点は特に検討の対象としない。第 3期において、遂行補助者が繰り返し誤った行為をしたために、不適格さを認めた 裁判例として ZVR1990/85 (1989年1月19日70b729/88) 参照。ここでは、建設事 業者が天然ガスの導管を設置するために掘削作業が行われていたが、こうした場合 には保護法規により、歩行者に対する安全性を確保するために必要な措置を講じる ことが工事を行う者に求められていた。しかし本件では、長時間にわたり歩行者が 通行するところであるにもかわらず、安全策を講じられておらず、通行人に警告す るような監督をする者を置いていなかったこと、当局の規定により策を講じなけれ ばならないことは、明確な方法で、遂行者に容易に遂行できるものであることは示 されていたにもかかわらず、それが懈怠されていたこと等から、建設事業者により 用いられた者には、常習的な不適格さがあるとして、建設事業者の責任を認めた (なお不作為の不法行為であるため遂行補助者が常習的に不適格ではないという立 証を被告が負うとしている。この点は②で述べるところ参照)。

- (625) 前田(太)『多元性(1)』345頁注107参照。
- (626) OGH (1997年4月10日20b45/97z) は、水路の変更作業において、作業員が道路上で作業する際に、危険性を示す標識を立てるように現場監督から言われていたにもかかわらずそれをせずに作業をしていたところ、溝があるにもかかわらず、標識がないためにそれに気づくのが遅れたオートバイが転倒しその運転手が怪我をした事例において、OGH は一回的な誤りからでも不適格さが導出できるとしたうえで、その作業員は、安全策を講じずに作業をしていることで、その活動のために必要な知識がそもそもかけており、また現場監督の指示に反して安全策を講じていなかったことから、誠実さに対して顕著な欠缺があるとして、ABGB1315条に基づく建設事業者の責任を認めた。なお、SZ60/49判決(1987年3月25日10b687、686/86)

但しここで注意すべきは、不適格さの意味を、一回的な誤りある行為を犯すことに拡張しているのではなく、あくまで一回的な誤りある行為からその者の常習的な不適格さを認めるものであり、ABGB1315条の意味における「不適格さ」において、常習的な不適格さを要求することは維持されて(627)いる。

いずれにしても遂行補助者の一回的な誤りある行為によりその者の不適格さを認めるという方向性を採るならば、ABGB1315条は被害者救済の障害となるというよりも、むしろ同条により被害者を救済していくことも可能ではないかと考えることができる。第1期にあたる学説ではあるが、

は、報道機関による名誉段指行為に関して、得られた情報について十分裏付けをと らずに記事として公表した場合において、記事の掲載が、諸事情において大きな影 響を与える経済的な効果と結びついているに違いないということをその記者が知ら なければならなかったならば、調べるべきであるが、名誉毀損を受けた被害者への 聞き取りの代わりに、わずかな根拠もなしで、元職員の証言に基づいて記事を公に したため、「ジャーナリストの職業上の注意義務の特に深刻な違反を意味する。そ うした行為は、ABGB1315条の意味における不適格さを認めることを正当化する」 とする。ZVR2014/139判決(2013年6月17日2Ob33/13m)は、住居施設前の歩道で の凍結により住居の居住者が転倒した場合において、歩道は、降雪が続き凍結し、 氷のプレートが形成されていた。冬季業務を住居所有者より引き受けた被告は、夜 間に補助者を用いて対策を採った後、日中にはもはや散布されておらず、被告は14 時ごろには、家屋管理者により、上述の歩道における歩行者の転倒について知らさ れていたため、この時点より後に、被告は、作為を義務付けられており、被告は、 その補助者(下請け事業者)に家屋管理の報告をさらに回し、かつ「除雪命令」を 遅滞なく与えていた。こうした場合において、被告の除雪命令を補助者が懈怠する ならば、「補助者の深刻な瑕疵ある行為が存在し、これはすでに、ABGB1315条の 意味における常習的な不適格さを徴表しうる」とした(ただし OGH は事実の補充 が必要として判断を保留した)。

(627) Koziol, Haftpflicht II 357は、「作業の種類及び行為の瑕疵の深刻さが重要であるが、しかし、〔ABGB1315条では〕常習的に適格ではないことが常に問題となる。この点で、一回的な誤りが、ABGB1315条の不適格さを無条件でもたらすものではないと述べることは、正しいのである。」としておりこのことを明示する。Reischauer-Rummel \$1315 RdNr. 4, S. 52も「一回的な誤りがある場合には、諸事情に基づいて、不適格さ、つまり、常習的な状態が導き出される」とする。

Schilcher は不適格さの解釈がこのように拡張されることで、「OGH は ABGB1315条における『不適格さ』の概念を対応させて解釈することで、全く同じ結果に至って」おり、オーストリア法では、契約締結上の過失を用いて使用者責任を迂回する必要はないとする。却って、「裁判所による『不適格』という文言の非常に広範な解釈は、そこかしこの事例において、妥当な結果を可能なものとする。しかし、〔こうした非常に広範な解釈は〕法律の文言にも立法者の意思にもかなわない危険なものとなる。それゆえに、こうした解釈は、法政策上誤った使用者責任の制定法上の規定を緩和する非常に制限的に限定された形でのみ有用な手段に過ぎない」として、不適格さの要件の解釈に謙抑的な態度を採るべきとする Posch の見解も主張されていた。

Posch の見解にあるように、不適格さの概念の過度の拡張は、方法論上も支持できない解釈となる一方で、必要な限りでこうしたアプローチを認めるならば、ABGB1315条が被害者救済の障害とならない、つまりSchilcher の指摘にあるように、不法行為法による救済もそれほど困難なものとならなくなってくると考えられるのである。

#### ②第3期の展開

しかし、第3期においては不適格さの要件を緩和する方向性は、これを継続的に形成していくというよりも、むしろその限界が意識されるようになる。こうした点は第3期の学説の1315条に対する態度からも明らかである。例えば Harrer は次のように明確に述べる。すなわち、ABGB1315条は裁判所が契約法を拡張することで、強く制限されてきたが、「現状において再三再四、ABGB1315条を回避することが成功しているという状況

<sup>(628)</sup> Bernd Schilcher, Theorie der sozialen Schadensverteilung, 1977, 26 Schilcher のこの見解は、すでに前田 (太)『多元性 (1)』346頁注108で取り上げている

<sup>(629)</sup> Posch, cic, 179 mit Fn. 72a. Posch のこの見解はすでに前田(太)『多元性(2)』137頁注258で取り上げている。なお Posch のこの見解は、Huber, a.a.O (Fn. 602)., 88に取り上げられている

が、このことによって改正の必要性を相対化するあるいはさもなくば取りやめるという考えへと誘なわれるべきではないのではないか。第一に、原則的でかつ方法論上の考慮が、現状の維持を否定する。使用者責任法の規律または現代化は、立法者の任務である。裁判所は、立法者からこの任務一たとえば法の継続形成という方法によって一を取り上げることはできない。裁判官による法の継続形成は、現行法を越えた法の継続的な発展である。しかし法の継続形成の根拠と要件は、現行法における価値のあるよりどころである。しかし、ABGB1315条は、(意味のある)継続的な発展を可能にしない。この規範は、法的な修正あるいは現代化の基準を包摂していないのである」と。

また OGH の裁判例においても、「ABGB1315条の責任モデルは、もちろんますます、満足のいかないものとして感じられる」(JB11998, 713判決後述参照)としたり、第三者保護効において、等しい状況にある者が、一方で保護され、他方で保護されないという結論になることに対して、「[このことへの] 対策は、上記構想 [すなわち第三者のための保護効を伴う契約] の常に新しい適用事例を見出すことではなく使用者責任の制定法上の新しい規定を模索することである」(EvBl2013/81判決)とするのである。

こうしたことから、第3期における不適格さの要件の展開が消極的な評価を受けるもの、つまり第3期における不適格さの要件の展開はその限界づけに関するものであることが伺われる。そして、この限界づけは、大きく分けて二つの傾向がみられる。第一の傾向は、一回的な誤りある行為からは不適格さを導すことに慎重になっていることである。この点に関する裁判例を概観すると、JBI1986,520判決(1985年6月19日80b16/85)では湖で游泳中の遊泳者を、使用者が所有の水上ボートで遂行補助者がはねた場

<sup>(630)</sup> Harrer, Reform, 23. auch Harrer-Schwimann \$1315 RdNr. 2, S. 324 f. ABGB1315条の改正に関してオーストリアの学説上の一致が見られる点については、前田太朗「ヨーロッパ不法行為法が示す『企業責任』規定の将来像(1)」比較法学46巻1号149頁注48及び49(2012年)参照。

合において、その遂行補助者は、赤白のビート板をつけている遊泳者には 気づいたが、青白のビート板をつけた原告に気づくのが遅れたという事情 があったときに、その遂行補助者自身を免責するものではないが、不適格 さを導出するものではないとする。つまり遂行補助者が被害者に気付くの が遅れたのは、過失であるとしても、常習的な不適格さを否定したのは、 一回的な誤りからこれを導き出すのは例外的な場合に限られるということ が伺われる。

EvBl1993/97判決 (1992年12月15日4Ob553/92) では、建設作業中に資材を クレーンで持ち上げていた際に落下し、近くにあった自動車が毀損した事例において、資材落下の原因として、資材の固定の仕方に問題があったが、当該作業を行った遂行補助者は、困難な作業を行ってきた者であるから、当該業務にとって必要な知識を欠くことがなく、また、資材を本来の固定箇所ではない箇所で固定していたとしても、適切に固定していたとして、誠実さへの顕著な欠缺もないとして、こうした事情から当該遂行補助者の不適格さを導出できないとする。ここでは当該遂行補助者が困難な作業を行ってきたということから適格さが裏付けられており、それだけ一回的な誤りある行為で不適格さを導出するのは難しいものであったといえる。

OGH (2007年8月8日9Ob79/06t) 判決では、倉庫の撤去作業を行っていた際に、撤去したがれきが、工事現場だけではなく、近隣の公道にも落下し、工事現場近くに停車していた原告の自動車が損害を被った事例において、作業員が自動車を停車位置から移動させるようにハンド・サインを自動車の運転手に送っていたが、運転手はそうした作業員の対応に関して勘違いをするなどしてそれに応じなかった等の事情がある場合において、作業員には常習的な不適格さはないとされた。ここでも、作業員が自動車を退避させるためにさらなる措置を採るべきであり、過失があったとしても、誠実さへの顕著な欠缺はなかったと考えられる。

Zak2012/192判決(2012年2月14日2Ob173/11x)では、歩道上に生じた凍

結のために歩行者が転倒しけがを負った事例において、家屋保有者の散布 義務の履行のために用いた遂行補助者の不適格さに関して、原告の事故の 一時間前に、事故領域が解けておりかつ障害なく走行可能であると見てい たことは確定されるが、そして事故の時点に、歩道の凍結が顕著であった ということは確定されておらず、こうした事情及び家屋保有者の遂行補助 者の一般的な作業方法から、遂行補助者が作業のために必要な知識を持た なかったという結論を導き出せず、かつここから遂行補助者が懈怠の一般 的な傾向も導き出せないとして、ABGB1315条の不適格さが否定されてい る(併せて家屋保有者の監督過失に関して原告は主張立証を欠いているとして 請求を退けている)。散布業務では基本的に、作業が一定のことが行われる ものとすると、これがとくに問題なく事故が起きるまで行なわれてきてい る場合には、特別な事情(ここでは歩道の凍結が予見できたではなく顕著で あることが要求されている点でハードルが高いものではないか)がないならば 不適格さが導出されないということになるのではないか。このように考え ると散布義務が問題となる事例において、ABGB1315条のみを根拠条文と することは、被害者の保護の欠缺を開くことになってしまうであろう。

同様に EvBl2013/81判決 (2012年11月29日20b70/12a) では、被告所有の家屋において、そこを借りている医院に向かっている原告 (この医院の患者) が、中庭で転倒しけがを負った事例において、被告は、家屋管理者に除雪・散布等を委託していたが、「中庭の散布に権限ある家屋管理者は、その責任を知っておりかつその任務を1994年以来常に誠実に履行してきた」ものであるから、「こうした事情においては、家屋管理者は、1315条の意味での『不適格者』ではない。これとことなること [つまり、家屋管理者が不適格者であるということ] は、たとえ家屋管理者がこの日に例外的に [作業に関して] 不適切に行っていたとしても、原告の事故から明らかになるものではない」とされる。ここでは、長年の遂行補助者の作業状況から、不適格さが否定されており。一回的な誤りがあったとしても不適格さを導き出せないとする。つまり長年の作業状況から常習的に適格なこ

と認められるならば、たとえ散布を懈怠したというような一回的な誤りがあっても、そうした懈怠が常習性をもたないために、不適格さが否定されることになる。Zak2012/192判決に対して述べたように一回的な誤りから不適格さが導き出されるのは例外的なものといえる。

OGH(2014年12月18日9Ob74/14v)判決では、被告は建設遂行者に、道路拡張の経過の中で必要な導管の加圧作業の遂行を委託した。建設遂行者は、計画にある組み込み状況及びその正しさあるいは完全性に対してその責任を排除している。それ故に被告には、導管圧力作業の領域にある設備を調査し、かつ計画作業を遂行させることを引き受けた。被告は、Ziviltechnikergesellschaft 土木施行管理技師会社に委託した計画でも、被告が建設事業者に委託した調査坑を用いた作業においても、単純に異なった深さにある2つのうちの上にある方のケーブルを把握していた。建設遂行者の委託で別の建設事業者が、導管圧力作業を行っていたが、その際深くに埋設されているケーブル坑を完全に破壊してしまった。この場合において、ABGB1315条の不適格さの判断に関して、一回的な誤りある行為からも不適格さが導出できるという一般的な説示をするものの、控訴審の判断を支持して遂行補助者の不適格さを簡単に否定している。

このように、いずれの裁判例においても、OGH は、一回的な誤りある 行為から、常習的な不適格さを導きだすことに抑制的な態度をとっている といえる。そして判決文では明示されていないものもあるが、使用者には 交通安全義務が課され、しかしその実際の履行にあたる遂行補助者の不適 格さが認められないため、ABGB1315条による、交通安全義務者の責任追 及が失敗に終わっている。

第二の傾向は、不適格さに関して判決文ではとりあげるものの、特に検討を加えることなく別の法理により判断を行うか、または不適格さの要件をみたさないと比較的簡潔に示して、別の法理により判断を行う裁判例が登場していることである。例えば、JB12009,518判決(2009年2月27日60b108/07m)では、電気遮断機に瑕疵があり、過電圧から娯楽施設を営む

原告の音楽設備及び照明が壊れた事例において、雷気遮断機を製造した製 浩者の責任に関して、確定した事実から明らかになるのは、「労働者には、 ─日常的な活動である─製浩において生じた一同きりの注意の瑕疵はこと のこと「不適格さ」を導き出すものではない」として、ABGB1315条に基 づく製造者の責任が否定された。ここでは、製造者の機関の組織編成過失 に基づいて責任を判断している(詳細は第3目)。IB12010,59判決(2009年 5月12日4Ob75/09x) では、墓地利用者が墓石により転倒した場合におい て、不法行為上の交诵安全義務違反が問題となる場合において、交诵安全 義務者が補助者を用いる場合に、1315条が適用されるべきとされるが、同 条については具体的に判断することなく、代表者責任に基づいて、責任判 断が行われている。Zak2012/670判決(2012年8月9日50b76/12f)でも同様 に、被告が保有する建物内にある医院を開業していた者が、その建物の敷 地内の通路で転倒した事例に関して次のように判断された。被告は、冬季 の散布・除雪等の冬季業務を、有限会社に委託していたが、この者に関し て ABGB1315条不適格さ・危険性についての結節点を欠くとされており、 実際には代表者責任・組織編成過失の有無が責任判断において重視されて いる。

<sup>(631)</sup> ここでは、先例として SZ38/140判決を引用しており、同判決は、工場内のプレス機での作業中に労働者がそれに挟まれけがを負った場合において、いわゆるルーティン・ワークの中で生じる一回的な不注意では、そうした不注意の結果が諸事情において非常に深刻なものであるという理由だけで、重過失ということはできないとしたものである。ここでは保険会社が、被告に求償を求めるが、ASVG334条1項では、加害者に故意・重過失がないと求償できないため、加害者に重過失があるかどうかが争われた事例である。すでにみたように重過失であっても不適格さを直ちに導出しないが、逆に言えば重過失すらないならば、不適格さはそれだけ導出するのは困難であるといえ、JBI2009, 518判決も、SZ38/140判決を引用して当該事件での遂行補助者の重過失を否定することで、1315条の不適格さを導出するのはそれだけ困難であることを示唆するものと思われる。

<sup>(632)</sup> そもそも原告が1315条の不適格さに関して主張しない場合も見られる。z.B. OGH (2007年7月12日20b47/07m入植地に属する家屋を賃貸人借りている原告が、入植地内の歩道で転倒した事例。清掃業者を営む被告が、賃貸人から冬季の業

とくに、第二の傾向において、非常に重要な一般的説示を行ったのが IBI1998, 713判決 (1998年5月20日2Ob107/98v) である。同判決では、道路 丁事により道路上に3-4cmの段差ができ歩行者が転倒した場合において、 最終的には代表者責任により道路建設事業者の責任を認めたがその判断に 到るまでにABGB1315条の問題性を、次のように述べられる。すなわち、 「ABGB1315条の責任モデルは、もちろんますます、満足のいかないもの として感じられる……。しかし回避策は、次の点に求めることはできな い。すなわち、第三者の契約上の保護義務の領域を一たとえば一般のため に一拡張するということ……あるいはすでに、この制定法規定「つまり ABGB1315条〕の意味における常習的に不適格なものを、単に通常の懈怠 と段階付けることである……重大な渦失があったとしてもそれだけで、常 に、不適格さを導き出すことはできない……。」このように述べた上で、 当該事故の原因の箇所に安全策を講じていなかったとしても、歩道の舗装 の3-4㎝の高さのずれは、その他の確定された事情においては、わずか に軽温失によるものとしか見ることができないとして不適格さが否定され ている。同判決は1315条は有用性を持たないものの、これと同時に ABGB1315条の不適格さの拡張という同条克服の内在的アプローチの限界 が明らかにされたものである。

務を委託されていた); JBI2013, 252 (2011年 5月26日9Ob9/11f 被告が所有地でシカを飼育していたが、原告の所有地に移動し、そこにある樹木(トウヒ)を食べることで原告に損害が生じた事例)

<sup>(633) 1315</sup>条の不適格さの立証責任は、原則として原告が負うとされるが、これまでの判例の立場に基づけば不作為の不法行為においては、立証責任が転換されて被告が負うとされていた(前田(太)『多元性(2)』177-180頁及び注311-315に挙げられる学説及び裁判例参照)。しかし、ZVR2009/173判決は(2008年12月17日20b127/08b歩道上の凍結による歩行者の転倒事例)は、これまでの判例を変更した。ここでは学説では判例の立場に反対が強いこと、そして個々の裁判例をみると、不作為の場合でも原告に不適格さの立証責任を課すものがあることから、原告に不適格さの立証責任が課されるとした。ただし、この場合には表見立証を認めることで立証責任を軽減している。後続の裁判例も Zak2012/192判決及び ZVR2014/139判決

第二の傾向をまとめると、結局のところ1315条よりもより適切な解決策があるならば、その判断を優先的・重点的に行うという考慮があるのであろうか、いずれにしても1315条の不適格さの判断に関しては、簡潔にそれを認めないとする。上に見た他の裁判例はJBl1998、713判決のように明示していないが、これら裁判例は1315条の克服に関して外在的なアプローチの必要性、有用性を示唆しているといえよう。

以上、不適格さの要件を判断した裁判例の傾向を2つに分けて簡単に概観した。第3期においては、たしかに一回的な誤りある行為から、常習的な不適格さを導出する裁判例もあるものの、しかし、むしろ第一の傾向・第二の傾向いずれからも不適格さが認められるのはやはり限定的・例外的であり、不適格さの要件を緩和するという裁判例の方向性は例外にとどまり、第1期と比べると退潮傾向にあるといえる。特に最後に取り上げたJBI1998,713判決は不適格さの緩和の限界を明示している。これと関連して第二の傾向は、ABGB1315条の克服を外在的なアプローチによることの方がより適切な解決となることが当事者及び裁判所においても意識されているとも考えられる。学説においても不適格さと関連づけて、「実務において遂行補助者に対する責任要件が存在するのはまれであり、その結果、被害者はしばしば救済されない」としたり、あるいは、「補助者は(幸運なことに)通常は不適格でも、危険でもないのである」と指摘され、「常

が従っている(vgl. RS0124440「被害者は、作為による加害においても不作為による加害においても、遂行補助者の不適格さを立証しなければならない。このことについて表見立証が認められる。」)。ここでは表見立証がみとめられることで、例えば除雪や散布がなされていないということでそこから遂行補助者の不適格さが導き出されるがこの点は一回的な誤りからは原則として不適格さを否定することと対応するものではないと考えられる(vgl. Christian Huber Anmerkung, ZVR2009, 340; Harald Friedl, Anmerkung ecolex2009, 484)が、立証責任の転換は交通安全義務との関係でも重要なものであるため、そこでまとめて検討する。

<sup>(634)</sup> Schauer, VR2008, 50. dazu auch Reischauer, VR1990, 46; ders., VR2008, 26; ders., Missverstandnisse, 411; ders., Entwicklungstendenzen, 553; Perner/Spitzer/Kodek, Bürgerliches Recht, S. 327.

習的に不適格な補助者による加害の数も〔危険な補助者と同じように〕わずかなもの」と指摘される。このように結局のところ不適格さの要件は、問題解決能力が限定され、これにより被害者の救済は十分図れないことが第3期の展開から明らかとなる。このことが、冒頭に示した ABGB1315条そのものの存在意義ないし改正の必要性の結節点となり、裁判例の展開からもこうした方向性は支持できるものであろう。同時に第三期の展開は、現行法の解釈論として、1315条の外在的なアプローチが必要なことも明らかにしている。

こうした検討結果はオーストリア法における使用者責任を網羅的に検討した Ondreasova によっても、裏付けられる。すなわち「具体的に事例を判断する裁判官が、一回的な深刻な誤りを不適格さを導き出せるほどのものとして認めるか、または補助者をそうした誤りが誰にでも生じうるであろうものであるために、適格な者とみるであろうかどうかということは、最終的な結果として、予見可能が難しい個別の判断を意味する……。このことは、いくつかの判決では、たしかに不適格さを非常に広く認めるが、しかし別の比較可能な判決では突然に概念が再び狭く解釈されることになるならば、それだけあてはまる。私の考えでは、ABGB1315条の適用は、不適格さの概念の様々な解釈により、一定程度予見可能なものとならなくなったと考える。とくに、運用を容易にする明確な基準を作るということに、今日まで成功していないと思われるからである。このことは、ABGB1315条が同条の文言上の適用可能性において非常に狭いものと感じられ、かつ不適格さ

<sup>(635)</sup> E. Wagner, ÖJZ2007, 755. auch Reischauer, VR2008, 26; ders., JBl2013, 82 f.

<sup>(636)</sup> Ondreasova, Gehilfenhaftung, 170.

<sup>(637)</sup> 前田(太)『多元性(1)』346頁では不適格さは緩和される傾向にあるとしたが、以上に見たように現在ではむしろその限界づけが意識されており、この指摘を本文のように改める。

<sup>(638)</sup> Ondreasova, Gehilfenhaftung, 145.

<sup>(639)</sup> これは、本文で挙げた Schauer、Reischauer 及び E. Wagner が指摘するように、遂行補助者には、通常において不適格さは存在せず、また補助者は不適格者で

の構成要件が、いくつかの事例では概念の解釈に基づいて本来的には不適格さは存在しないにもかかわらず、正しい個別の判断に達成するために、用いられているという事実に全く以て起因しうるのである。」さらにOndreasovaは以上の指摘に続けて、Harrer らの見解を引用して「〔使用者責任〕規定の改正の必要性は、不適格さの基準を拡張しかつそれゆえに法状況の修正を行うことを正当化しない」とし、JBI1998, 713判決を引用して、OGH 自身も「ABGB1315条の有用性のなさは、不適格さの概念の高度な解釈により埋め合わせることができないことを明示的に述べている」とする。

ここでは二つの点で不適格さの解釈における問題が示唆されている。一つは、不適格さの基準の不明確さであり、もう一つは1315条の適用可能性が狭いと感じられることであり、いずれも同条の限界を示すものである。これをこれまでの検討と対比すると前者は、すでにみたように第1期でみられた不適格さを緩和して捉えるという方向性が、第3期ではむしろ抑制的になっているという第一の傾向に対応するものであり、後者も第一の傾向に対応するものであり、さらに、第二の傾向で挙げたように、不適格さについては、比較的簡単に充足しないとして別の法理による解決を示す裁判例にも対応するものと考えられる。それぞれについてみると基準の不明確さに関しては、Ondreasovaの指摘のようにたしかに、不適格さの判断は具体的な事例の事情に左右され、判断の予見可能性を阻害するものとい

はないという考えと同旨であろう。このように考えればそれだけ使用者責任の射程は狭められる。また ABGB1315条の責任要件が、補助者の不法行為ないし瑕疵ある行為ではなく、常習的な不適格さというのは、言葉だけをみても、遂行補助者が犯した当該加害行為とはただちに結びつかないものであり(適格な者であっても加害行為を犯しうる)、これもまたそれだけ使用者責任の成立を制限するものといえる。

<sup>(640)</sup> Ondoreasova, Gehilfenhaftung, 145 f.

<sup>(641)</sup> 実際に個々の事例の事情に基づいて不適格さが判断されるべきとする裁判例として、OGH (2005年2月17日6Ob228/04d事実の詳細は不明)及びOGH (2014年12月18日9Ob74/14v第1目で取り上げたところ参照)、またKodek-ABGB-ON \$1315 RdNr. 14, S. 3346. 不適格さの要件が、緩和される傾向や縮小される傾向は、戦前から見られていることについては、前田(太)『多元性(1)』344頁注106で取

### 130 愛知学院大学論叢法学研究第 56 巻第 3 · 4 号

(642) えるが、コンメンタールでも示されているように、ABGB1315条の不適格 さの解釈に関しては、制限的な解釈が原則であり、広く解されるのは個別の修正が必要な例外に限られると考えられるため、なお一応の基準ないし類型化は可能であろう。その限りで法発展の余地はある。しかし、1315条の適用可能性の狭さの問題は、不適格さという文言の問題さらにはこれまでの法発展に刻印づけられた「不適格さ」に関する限界づけから、1315条に対しては多くの学説が指摘するように同条の改正を待たざるを得ないといえようし、また、現行法の解釈論では、1315条を回避する外在的アプロ

- (643) Kodek-ABGB-ON \$1315 RdNr. 15, S. 3346は、「判例および学説は以下の原則を展開させてきた」として、不適格さの判断の原則として、同様の誤りが繰り返される場合に、不適格さが結論付けられるのが典型的であり、一回的な誤りの場合は、不適格さは通常は認められず、また重過失がある場合もそうであるが、しかし例外的に、一回的な深刻な誤りある行為から不適格さが導き出されるとする。auch Harrer-Schwimann \$1315 RdNr. 10 S. 328. RS0028925「通常においては、適格な者の一回的な誤りは、さらにその者の不適格さを根拠づけるものではない(常習的な状態が存在しなければならない)。」
- (644) Posch が第1期において不適格さの広い解釈を認める傾向に対して「法政策上誤った使用者責任の制定法上の規定を緩和する非常に制限的に限定された形でのみ有用な手段」としており必要な限りでその有用性を認めていたことに対して、第3期ではそもそもこうしたアプローチの限界と問題性が意識され、判例及び一部の学説においてそのことを承認している点で、両期における1315条に対する理解の仕方は対照的である。なお Koziol は、不適格さの意義を今日でも認めていることについては、前田(太)『多元性(1)』353頁注121参照(議論草案においても使用者青

り上げた SZ25/68判決参照。

<sup>(642)</sup> そもそも不適格さの要件は、相対的なものとするのが、通説(vgl. Max Wilburg, ZB11930, 724; Ehrenzweig, System, 688; Koziol, Haftpflicht II 357; Reischauer-Rummel \$1315 RdNr. 4, S. 51 f.; Kodek-ABGB-ON \$1315 RdNr. 13, S. 3345usw.)及び判例(vgl. JB11968, 473判決(前掲注102前田(太)『多元性(1)342頁);SZ60/49(前掲注627);ZVR2013/42(第1目①で挙げたところ参照)usw.)の立場であり、ここからも当該事例における状況に左右されるものであることが明らかである(vgl. Reischauer-Rummel \$1315 RdNr. 4, S. 52 は、GIUNF1761(1902年2月11日前掲注272前田(太)『多元性(2)』143頁)を引用して、活動の態様と並んでその使用に関する特別な事情が考慮されるべきとする(Ondreasova, Gehilfenhaftung, 143は、Reischauerの見解を引用する))。

不法行為法における責任原理の多元性の音義とその関係性(5)(前田) 131 ーチが必要になろう。

以上みてきたように、第3期において、ABGB1315条の不適格さの要件 の緩和には限界があることが意識され、同条を内在的なアプローチにより 克服することには限界があること、そしてこれと同時に不適格さの拡張で は問題解決能力に限界があることが明らかとなった。そうすると、 ABGB1315条の克服のためには外在的なアプローチが求められる。すでに 本稿で取り上げた裁判例においても示唆されるように、ABGB1315条の不 適格さの判断をおこなわずにあるいはその判断とともに、組織編成過失な いし代表者責任により(またはそれを組み合わせた形で)、交诵安全義務者 の責任が判断されている。いずれも、改正提案では考慮されているもので あり、このことからも、内在的アプローチよりもこれらのアプローチがよ り問題解決能力を持つものであることが示唆されている。そこで次にこう したアプローチの展開をみていこう。

(未完)

[付記1] 本稿は、科研費・若手研究(B) 24730086「スイス及びオース トリアにおける企業責任法理の研究」の助成を受けた成果の一部である。 「付記2] 本号から以下の文献を文献略称に追加する。

### [改正関係の論文]

[Schauer, VR2008]

Martin Schauer, Die Perspektive von Außen VR2008, 40

Erika Wagner, Gehilfenhaftung im Deliktsbereich de lege lata und de lege ferenda, ÖJZ 2007,755

[E. Wagner, ÖJZ2007]

任規定において不適格さが残されていることに影響を与えていると思われる)。こ の点は、全体をみたうえで再度検討する。

### 132 愛知学院大学論叢法学研究第 56 巻第 3 · 4 号

[使用者責任の論文]

Rudolf Reischauer, Zur Ratio der Erfullungsgehilfenhaftung (§1313a

ABGB), VR1990.46

[Reischauer, VR1990]

ders., Reform des Schadensersatzrechts — Allgemeine Gedanken, VR2008, 26

[Reischauer, VR2008]

ders., Zum Schattenentwurf eines neuen Schadenersatzrechts, JBl2013, 69

[Reischauer, JBl2013]

[教科書]

Stefan Perner/ Martin Spitzer/ George Kodek, Bürgerliches Recht, 4. Aufl., 2014

[Perner/Spitzer/Kodek, Bürgerliches Recht]

[コンメンタール]

ABGB Taschenkommentar, 2. Aufl., 2013, Michael Schwimann (Hrsg.)

[引用例 Huber — Schwimann Taschkom §1315 RdNr. XX, S. XX]